

住宅改修費の受領委任払い制度について【利用者向け】

居宅介護(介護予防)住宅改修費の給付は、これまで利用者が改修費用の全額を負担した後、保険者(加茂市)から保険給付分(改修費用の9割、8割または7割相当額)の支払いを受ける「償還払い」で行っています。

令和6年8月1日から加茂市では上記に加え、「受領委任払い」での支給を実施しています。

●受領委任払いとは…

住宅改修の施工事業者と利用者の合意のもと、施工事業者は利用者から対象となる住宅改修費用の1割、2割または3割相当額を利用者の負担分として受け取ったうえで、残りの住宅改修費用の9割、8割または7割の給付費相当額(ただし、上限は18万円)を利用者に代わり市から支払いを受けるというものです。

これにより、利用者の一時的な経済的負担が軽減されます。

※利用者が受領委任払い制度を利用するときには、あらかじめ市に登録した受領委任払制度を取り扱うことのできる「取扱事業者」から住宅改修をしてもらう必要があります。

●受領委任払いができる利用者の制限

次のいずれかに該当する場合、受領委任払いは利用することができません。(申請後に対象から外れた場合は、受領委任払いによる支給ができなくなります)

1. 介護保険料を滞納している場合
2. 介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合
3. 事業所に対する支払時点で、要介護認定の申請(新規申請、区分変更申請、更新申請)中であるため、要介護度が決定していない場合
4. 事業所に対する支払時点で、病院等に入院または介護保険施設等に入所しているなどにより、改修する自宅に現に居住していない場合

●住宅改修費支給の利用限度額

住宅改修費支給の利用限度額は20万円までです。この額を超える部分の改修費用については支給対象となりません。この額を超えた改修費用は支給対象とならず、利用者の負担となります。(20万円は対象となる改修費用の上限であり、支給の上限額は自己負担割合によって18万円、16万円または14万円となります)

●受領委任払いの流れ

1. 受領委任払いを取り扱う事業者を決め、事業者と利用者の間で受領委任払いをすることについて合意してください。

受領委任払いを取り扱う住宅改修施工事業者は、市に登録をしている「取扱事業者」のみとなります。取扱事業者は長寿あんしん課の窓口や、市のホームページ上で確認ができます。

2. 改修の内容について、利用者（家族）・ケアマネジャー等と取扱事業者の間で協議を行います。

改修の内容に関しては、介護の専門知識を持ったケアマネジャー等の助言を受けながら検討してください。

3. 改修の内容が決まったら、必ず改修工事着手前に事前申請を行ってください。申請手続きは取扱事業者に依頼することができます。（事前申請のない住宅改修については、住宅改修費の支給を受けることはできません）

改修工事前に次の書類を長寿あんしん課へ提出してください。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請確認依頼書（受領委任払・償還払）
- ② 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーター2級以上の人などが作成したもの）
- ③ 住宅改修の対象となる部分について確認できる工事費見積書及び内訳書
- ④ 住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真
- ⑤ 工事箇所が確認できる図面等
- ⑥ 住宅の所有者が利用者本人でない場合、住宅の所有者の承諾書

4. 上記事前申請の後に、長寿あんしん課から住宅改修承認通知書を発行します。通知を受けたら、取扱事業者に連絡して改修工事を行ってください。

5. 改修工事完了後、利用者負担額（改修費用の1割、2割または3割及び限度額を超えた額を含む）を取扱事業者へ支払い、利用者の名前で領収書を受け取ってください。

6. 取扱事業者を利用負担額を支払った後、次の書類を長寿あんしん課へ提出し事後申請を行ってください。申請手続きは取扱事業者に依頼することができます。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）
- ② 住宅改修に要した費用に係る自己負担額分の領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真

7. 長寿あんしん課で事後申請の内容を審査した後、適当と認めた場合に取扱事業者に対して住宅改修費用の9割、8割または7割相当額を支給します。

※申請書類に不備があった場合や、住宅改修の必要性に疑義が生じた場合は、支給決定通知の発送や、取扱事業者への支払いが遅れることがありますので注意してください。

《お問い合わせ先》

加茂市役所長寿あんしん課介護保険係 加茂市幸町二丁目3番5号

電 話 0256-41-4032（直通） FAX 0256-53-4693

e-mail kaigo@city.kamo.niigata.jp